

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|------------------------------------|---|----------|---|------------|--|--|
| 札幌国際交流館土地賃貸一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市 | 1,477,823 | 本機構が設置・所有する札幌国際交流会館建物の敷地であり、代替性がない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | |
| 福岡国際交流会館土地賃貸一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 福岡市中央区天神1-8-1 福岡市 | 3,191,572 | 本機構が設置・所有する札幌国際交流会館建物の敷地であり、代替性がない土地について地方公共団体より賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | |
| インターネットシステム保守運用支援業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTTコミュニケーションズ株式会社 | 52,145,100 | 当該システムを構築した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 49,662,000円 消費税2,483,100円 |
| 文書決裁及び決裁済文書管理システム保守業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区芝浦1-1-1 東芝ソリューション株式会社 | 2,891,700 | 当該システム納入業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,754,000円 消費税137,700円 |
| 仙台第一国際交流会館 管理人業務及び防災設備等機器保守点検業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14 仙台協立第二ビル7階 株式会社楠産業 | 2,154,275 | 当該施設は、財団法人宮城県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,051,690円 消費税102,585円 (総額 4,179,000円×面積案分比0.5155) |
| 仙台第一国際交流会館清掃管理業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 宮城県仙台市青葉区国分町1-8-14 仙台協立第二ビル7階 株式会社楠産業 | 3,188,110 | 当該施設は、財団法人宮城県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 3,036,295円 消費税151,815円 (総額 6,184,500円×面積案分比0.5155) |
| 市谷事務所設備管理業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区赤坂1-1-16 首都圏ビルサービス協同組合 | 8,925,000 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 8,500,000円 消費税425,000円 |
| 市谷事務所清掃業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区赤坂1-1-16 首都圏ビルサービス協同組合 | 7,481,880 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 7,125,600円 消費税356,280円 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額(円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|--------------------------------|---|----------|--------------------------------------|-----------|--|---|
| 落合事務所・東京国際交流会館警備業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区赤坂1-1-16 首都圏ビルサービス協同組合 | 2,663,640 | 対象となる落合事務所及び東京国際交流会館については今年度、順次各部署等の移転が予定されており、併せて年度内に解体が計画されているため、年度内において、随時、仕様や業務期間等の変更に応じられることが必須要件であり、前年度の契約内容を延長しつつ、段階的に仕様の縮小、期間の変動に対応できる者が他に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,536,800円 消費税126,840円 |
| 落合事務所清掃業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都新宿区百人町3-1-6-B1 株式会社ジェムコ | 2,442,762 | 対象となる落合事務所及び東京国際交流会館については今年度、順次各部署等の移転が予定されており、併せて年度内に解体が計画されているため、年度内において、随時、仕様や業務期間等の変更に応じられることが必須要件であり、前年度の契約内容を延長しつつ、段階的に仕様の縮小、期間の変動に対応できる者が他に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,326,440円 消費税116,322円 |
| 駒場事務所・駒場国際交流会館清掃業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都中野区東中野3-13-19 株式会社明和産業 | 7,478,363 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 7,122,250円 消費税356,113円 (総額 8,137,500円×面積案分比0.919) |
| 東京国際交流会館インフォメーションボード保守 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都千代田区内幸町1-1-6 NTTコミュニケーションズ株式会社 | 8,592,948 | 当該システムを構築した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 8,183,760円 消費税409,188円 |
| 金沢国際交流会館管理人業務・防災設備等機器保守点検業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 石川県金沢市松島1丁目41番地 北陸総合警備保障株式会社 | 1,812,321 | 当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 1,726,020円 消費税86,301円 (総額 4,515,000円×面積案分比0.4014) |
| 金沢国際交流会館清掃管理業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 石川県金沢市西念4丁目18番40号 株式会社文教コーポレーション | 1,441,427 | 当該施設は、財団法人石川県国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 1,372,788円 消費税68,639円 (総額 3,591,000円×面積案分比0.4014) |
| 兵庫国際交流会館清掃業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 兵庫県神戸市中央区脇浜町 2-10-26 神興不動産株式会社 | 5,329,800 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 5,076,000円 消費税253,800円 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-----------------|---|-----------|--|-------------|---|----------------------------------|
| 広島国際交流会館警備業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 大阪府大阪市北区梅田1丁目3番1-700号 東宝ビル管理株式会社 | 4,659,900 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 4,438,000円 消費税221,900円 |
| 福岡国際交流会館警備業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 福岡県福岡市博多区大井2丁目10-9 株式会社ナンゴー | 3,675,000 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 3,500,000円 消費税175,000円 |
| 福岡国際交流会館清掃業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 福岡県福岡市博多区大井2丁目10-9 株式会社ナンゴー | 2,963,520 | 当該施設は、福岡市住宅供給公社及び財団法人福岡国際交流協会との合築施設であり、効率的な施設運営のため共同管理を行っている。本契約は合築先が調達した業者と契約を行うものであり、契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,822,400円 消費税141,120円 |
| インドネシア事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | Jalan Jenderal Sundirman Kaveling 61-62 Jakarata Selatan Indonesia P. T. Summitmas Property | 2,080,930 | 本機構のインドネシアにおける留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 17,197.80US\$ (1,433.15US\$×12月) |
| マレーシア事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | No. 4, Jalan 5/6, 46000 Petaling Jaya Selangor, Malaysia Michael A/L Gomez | 1,502,900 | 本機構のマレーシアにおける留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 45,542.4RM (3,795.2RM×12月) |
| 韓国事務所賃貸借一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | ソウル特別市鍾路区雲泥洞98-78又醒開発株式会社 | 3,783,780 | 本機構の韓国における留学促進事業の拠点として、日本への留学希望者等の利便を踏まえた場所及び建物を選定する必要があり、代替性のない建物について外国で賃借することから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 29,106,000W (2,425,500W×12月) |
| 国際交流会館等管理運営業務一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | 485,262,000 | 本機構が設置する全国16箇所の国際交流会館等には、世界数十カ国からの外国人留学生が居住しており、生活習慣・宗教等文化的な背景による諸問題の解決手段を熟知した組織による安定した継続的な管理運営と全会館同質のサービスを提供することが必須要件であり、継続的にこれらを実現できる組織は財団法人日本国際教育支援協会以外に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 462,154,286円 消費税23,107,714円 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------------|---|-----------|----------------------------------|-------------|--|--|
| 財投機関債の格付け 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都中央区銀座5-15-8 株式会社日本格付研究所 | 3,675,000 | 債券市場においては、投資に係る指標として同一格付機関における格付けの継続性が重視されていることから日本育英会債券発行時より継続的に格付けを行っている格付機関の変更による信用低下を避けるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 年間一括 3,500,000円 消費税175,000円 |
| 財投機関債の格付け 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都中央区日本橋1-4-1 株式会社格付投資情報センター | 7,287,000 | 債券市場においては、投資に係る指標として同一格付機関における格付けの継続性が重視されていることから日本育英会債券発行時より継続的に格付けを行っている格付機関の変更による信用低下を避けるため、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 年間基本手数料 1,000,000円 (税別) + 本格付手数料5,940,000円 (税別) 消費税347,000円 |
| イクシス使用機器の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都江東区新砂1-6-27 株式会社日立製作所 | 509,768,964 | 当該システムを構築した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 485,494,260円 消費税24,274,704円 (月額40,457,855円+税2,022,892) |
| リレー口座振替不能者等に対する返還督促架電 (毎月) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都港区芝浦3-16-20 ニッテレ債権回収株式会社 | 150,209,640 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | @120円×(1,074,000件+再架電118,140件) 消費税7,152,840円 (概算) |
| 損害保険 (一括) | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 あいおい損害保険株式会社 | 4,984,700 | 本件については、競争性を高める観点から、今回より共同引受による受託から単独引受による受託へ変更を行ったことに伴い、本機構の所有する国際交流会館等建物を熟知していること及び正味収入保険料に高い実績を有することを要件とすることから、該当する者に対して行った公募における審査の結果、選定された内容で実行できる相手方は他に存在せず、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 4,984,700円 |
| 日本留学試験電算処理等業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都新宿区百人町1-9-15 株式会社日本アイデックス | 53,355,645 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 50,814,900円 消費税2,540,745円 (概算) |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---|---|-----------|---|--------------|--|--|
| 大阪日本語教育センター江坂寮 保安管理委託 一式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 大阪府吹田市江坂町4-23-7-308 桑田恵子 | 2, 016, 000 | 本機構の大阪日本語教育センターが学外寮として建物一棟を賃借している江坂寮は、居室以外に共用部分を有することから、清掃・施設管理等の管理人業務を委託する必要が生じるが、世界各国からの外国人留学生在が居住していることから、生活習慣・宗教等文化的な背景による諸問題の解決手段を熟知した者による安定した継続的な管理とサービス提供が必須要件であり、これらを継続的に実施できる者は他に存在しないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 1,920,000円 消費税96,000円 |
| 大阪日本語教育センター江坂寮 賃貸借 一式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 大阪府吹田市江坂町3-15-22 橋本治 | 12, 480, 000 | 本機構の設置する大阪日本語教育センターで学ぶ外国人留学生のための寄宿舎を学外で継続して賃借するものであり、既に入居中の留学生もあることから引き続き当該居室を賃借する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 2年間 12,480,000円 (年額 6,240,000円) |
| 大阪日本語教育センター荻田ハイツ 賃貸借 一式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 大阪府大阪市住吉区荻田8丁目7 の28 孫彦麗 | 12, 600, 000 | 本機構の設置する大阪日本語教育センターで学ぶ外国人留学生のための寄宿舎を学外で継続して賃借するものであり、既に入居中の留学生もあることから引き続き当該居室を賃借する必要がある、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 2年間 12,600,000円 (年額 6,300,001円) |
| 日本紹介資料の購入等 一式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 東京都千代田区内神田2-2- 5 株式会社ジャパンジャーナル | 2, 889, 288 | 本件は、特定の書籍を出版社から直接購入するものであり、他に供給できる相手方が存在しないため、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に該当するため。 | (単価契約) @834円×240部×12月, 郵送料 @40,614円×12月 |
| 帰国外国人留学生専門資料 送付制度に係る専門資料収 集及び送付手配業務 一式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 東京都千代田区一ツ橋1-1- 1 パレスサイドビル2階 株式会社毎日学術フォーラム | 11, 478, 064 | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (単価契約) 手数料35% |
| 東京国際交流会館・大阪第 一国際交流会館(2号 館)・広島国際交流会館・ 東海支部室土地賃貸借 一 式 | 独立行政法人日本学生支援 機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田 町4259 | H19. 4. 1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | 41, 642, 813 | 機構が所有する国際交流会館等建物の敷地であり、代替性がない土地について賃借するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|--------------------------------------|---|-----------|--|------------|---|---------------------------|
| 札幌国際交流会館・駒場事務所建物賃貸借 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都目黒区駒場4-5-29 財団法人日本国際教育支援協会 | 39,609,396 | 財団法人日本国際教育支援協会に対し、固定資産管理事務取扱細則第12条及び施設貸付取扱要項第3に基づき建物を貸付るものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 建物貸付【収入】 |
| プリンタ-NX710、NX810、NX910、C8100の保守契約 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都大田区中馬込1-3-6 株式会社 リコー | 2,230,305 | 当該業務は機器の納入業者へ保守を継続して依頼するものであり、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 一式 2,124,100円 消費税106,205円 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | Kampus UI Depok, Depok 16424 Indonesia University of Indonesia (インドネシア大学) | 2,997,743 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | Jl. Bengawan 10, Surabaya Indonesia International Mutual Activity Foundation (国際相互活動基金) | 1,918,610 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | ソウル特別市瑞草区瑞草洞1319-11 社団法人韓日協会 | 21,969,342 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 釜山広域市沙上区徳浦洞404-5 社団法人 釜山韓日交流センター | 10,802,227 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-------------------------------|---|----------|--|------------|--|-----------------------------------|
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 台北市辛亥路二段170號 財團法人語言訓練測驗中心 | 9,997,355 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | No.88, Jalan SS 2/4, 47300 Petaling Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia Japan Graduates' Association of Malaysia (マレーシア元留 日学生協会) | 1,997,484 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 概算金額 |
| 平成19年度メール一括送信システム保守一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 愛知県名古屋市中区新道2-1 5-1 東海ソフト株式会社 | 1,491,000 | 当該システムを構築した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 一式 1,420,000円 消費税 71,000円 |
| 個人情報保護対策ソフト秘文ICの保守一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都千代田区内幸町1-1- 6 NTTコミュニケーションズ株 式会社 | 1,522,500 | 当該システムを導入した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 一式 1,450,000円 消費税 72,500円 |
| 平成19年度帰国外国人留学生短期研究制度航空券手配委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都千代田区神田松永町19 -2 近畿日本ツーリスト株式会社 | 11,640,200 | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | 単価契約 |
| 財務会計システムヘルプデスクサービス | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区芝5-29-11 株式会社ニッセイコム | 2,898,000 | 本システムは業務パッケージソフト (Campus Square) をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | (月額) 230,000円 × 12ヶ月 消費税 138,000円 |
| 財務会計システム稼働維持支援サービス | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.1 | 東京都港区芝5-29-11 株式会社ニッセイコム | 2,268,000 | 本システムは業務パッケージソフト (Campus Square) をカスタマイズして構築したシステムであり、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第11号に該当するため。 | (月額) 180,000円 × 12ヶ月 消費税 108,000円 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------------|---|-----------|--|--------------|---|--|
| TCS ソフトライセンス利用許諾 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 千代田区一番町2 1 株式会社アイティブオー | 12, 978, 000 | 延滞債権管理システム (TCS) を開発し、著作権を有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (月額) 1, 030, 000円 × 12ヶ月 消費税 618, 000円 |
| 大阪日本語教育センター土地建物賃借 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 大阪府北区中之島1-3-20 大阪市 | 41, 624, 891 | 本機構大阪日本語教育センターの施設として市の建物を引き続き地方公共団体より借り上げる必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |
| 京都国際交流会館土地賃借 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市 | 12, 815, 179 | 機構の所有する国際交流会館の敷地として土地を引き続き地方公共団体より借り上げる必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |
| JASSOホームページにおける日本留学プロモーション映像の配信 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都港区虎ノ門2-3-22 株式会社ウェブプロデュース | 2, 205, 000 | 映像配信の継続性を確保する必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (月額) 175, 000円 × 12ヶ月 消費税 105, 000円 |
| 求債権管理システム必須ソフトウェア保守 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都港区西新橋2-15-12 日立キャピタル株式会社 | 2, 004, 660 | リース物件である本システムを所有する会社でなければできないことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | (月額) 159, 100円 × 12ヶ月 消費税 95, 460円 |
| 本部事務所建物借料 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都目黒区大岡山2-12-1 国立大学法人東京工業大学 | 11, 115, 381 | 本部事務所として国立大学法人の建物を引き続き借り上げる必要があることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | |
| 学生支援情報データベースシステム保守 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都港区芝浦1-1-1 東芝ソリューション株式会社 | 4, 364, 256 | 当該システムを構築した業者であり、システム構成、仕様、性能、機器等に関する技術的知見及び迅速かつ効率的に対応し得る実施体制を有しており、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 月額 346, 370×12ヶ月 消費税 207, 816円 |
| 平成19年度国費留学生出迎え及び送迎手配委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 東京都新宿区西新宿1-20-2 トップツアー株式会社 新宿支店 | 27, 203, 202 | 本件企画競争による公募において、審査を経て選定された企画内容を実行できる相手方は他に存在せず、競争を許さないことから本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | E-20, Anand Niketan, New Delhi, India インド文部省留学生協会 | 1, 483, 078 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|-------------------------|---|-----------|--|-------------|--|------|
| 日本留学試験国外実施委託一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 1 | 2nd Floor Sibunruang 2 Building, 1/7 Convent Road, Silom, Bangrak, Bangkok Thailand タイ国元日本留学生協会 | 2, 044, 416 | 本試験の国外実施に当たっては、リスニング試験の実施等を踏まえた適切な会場の確保や国内の実施と同等の試験実施体制の確保を必須要件としており、在外公館より推薦のあった海外の機関について、本機構が設置する実施委員会で実施協力機関として決定し、外国で契約するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託（平成19年度第1回）一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 北海道札幌市北区北8条西5丁目 国立大学法人北海道大学 | 1, 684, 498 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託（平成19年度第1回）一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 宮城県仙台市青葉区荒巻青葉149 国立大学法人宮城教育大学 | 2, 520, 723 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託（平成19年度第1回）一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 千葉県浦安市明海1丁目 学校法人明海大学 | 2, 108, 150 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託（平成19年度第1回）一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 東京都渋谷区広尾4-3-1 聖心女子大学 | 1, 962, 400 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------|---|----------|-----------------------------------|-----------|--|------|
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 東京都豊島区西巢鴨3-20-1 学校法人大正大学 | 2,622,400 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 東京都八王子市南大沢1-1 公立大学法人首都大学東京 | 6,698,835 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 東京都多摩市南野2-10-1 恵泉女学園大学 | 2,350,920 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 東京都府中市柴町1-1 学校法人明星学苑 | 1,489,339 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-26-1 学校法人神奈川大学 | 3,753,141 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------|---|-----------|--------------------------------------|------------|--|------|
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 石川県金沢市御所町丑10-1 学校法人稲置学園 | 1,786,603 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 愛知県名古屋市中区白区塩釜口1丁目501番地 学校法人名城大学 | 1,222,100 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地 学校法人同志社 | 2,846,365 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 大阪府八尾市楽音寺6-10 学校法人大阪経済法律学園 | 11,452,463 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19. 4. 2 | 兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬518 学校法人神戸学院 | 1,205,600 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |

随 意 契 約 一 覧

平成19年4月分

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 契約者の氏名及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の氏名及び住所 | 契約金額 (円) | 随意契約によることとした理由 | 備 考 |
|---------------------------|---|----------|-------------------------------|------------|---|--------------------------------------|
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 広島県呉市郷原学びの丘1-1-1 呉大学 | 3,127,190 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 福岡県福岡市東区松香台2-3-1 九州産業大学 | 6,006,000 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 概算金額 |
| 日本留学試験実施委託 (平成19年度第1回) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.2 | 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地 国立大学法人琉球大学 | 1,273,669 | 本試験の実施に当たっては、原則として、日本留学試験を利用している大学及び短期大学で構成する「日本留学試験地域ブロック会議」において、各年度毎の試験実施協力大学がローテーションで選定され、本機構が設置する実施委員会で実施協力大学として決定するものであり、実施協力大学として国立大学法人を選定するものであることから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第12号に該当するため。 | 概算金額 |
| 法的処理業務派遣委託 (中国支部) 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.13 | 広島県広島市中区基町6-78 株式会社ユースサービス | 3,133,305 | 本件の一般競争入札において、再度の入札に付しても落札者がなく、入札不調となったことから、本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第13号に該当するため。 | 一式 2,984,100円 消費税 149,205円 (概算) |
| エージェント基本契約 一式 | 独立行政法人日本学生支援機構 理事長 北原 保雄 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 | H19.4.18 | 東京都千代田区有楽町1-1-2 株式会社三井住友銀行 | 22,500,000 | 本件では、公募による企画競争における審査の結果、企画内容を実行できる相手方が1社のみであったことから、競争を許さないものとして本機構会計規程第16条第1項及び契約事務取扱細則第23条第1項第1号に該当するため。 | 手数料2,000,000円×10月+2,500,000円×1月 (税別) |